

事業を営む方におすすめ

顧問弁護士 紹介制度

のご案内

法人、個人事業主の方、
いずれもお申込みいただけます！



「みみん」

「のるん」

神奈川県弁護士会 総合法律相談センター マスコット

顧問弁護士を
紹介いたします！

顧問弁護士は、こんなご相談やお悩みに対応します。

- ・ 契約書や取引先との書面をチェックしてもらいたい
 - ・ 急な相談事にすぐ対応してもらいたい
 - ・ 事業上のちょっとした悩み事をその都度相談したい
- 等々

お申込・お問い合わせ先

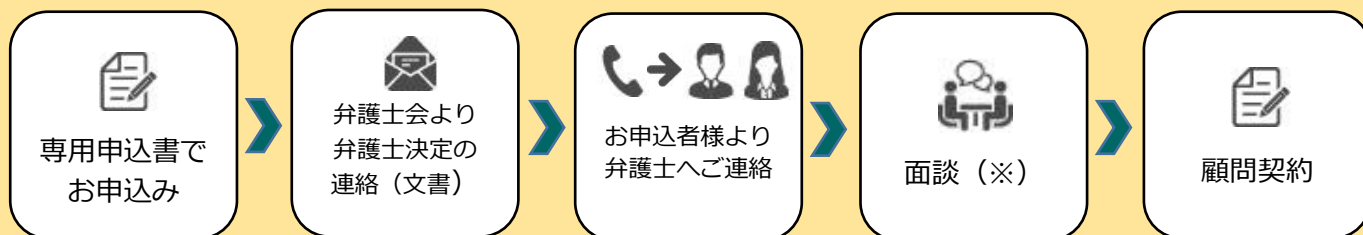
神奈川県弁護士会 総合法律相談センター

TEL **045-211-7700**

(受付 月～金 午前9時30分～午後5時)

※本制度の流れ・要綱は裏面をご覧ください。

顧問弁護士紹介制度の流れ



※弁護士を3名一括紹介しますので、それぞれと面談していただきます。
紹介した弁護士と顧問契約に至らない場合は、紹介終了となります。



顧問弁護士紹介制度事業要綱

対象	法人、団体、個人事業主の方（ただし、後記紹介できない場合に該当する場合を除きます。）
顧問契約に含まれる業務内容	①法律相談 ②法律相談に付随して行う ・簡易な法令調査 / ・簡易かつ定型的な書面の点検 ③上記のほか、申込者と弁護士とが顧問契約に含まれる業務として顧問契約の内容としたもの なお、顧問契約に含まれない業務については、別途委任契約の締結を要することになり、当該弁護士が定める報酬基準による弁護士費用が別途発生します。
顧問業務時間	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。 なお、顧問契約上の業務時間を超える場合には、別途弁護士費用が発生しますので、当事者においてあらかじめ協議のうえ、追加費用を決定しておいてください。
顧問料	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
契約期間・更新	申込者と弁護士とが協議のうえ決定するものとします。
紹介できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ●反社会的な個人または団体からの申込みの場合（暴力団関係者など） ●目的又は手段において違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人または団体からの申込みの場合（悪徳商法など） ●風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人または団体からの申込みの場合 ●申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合 ●神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、法人・個人事業主の方の顧問弁護士による支援を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し、顧問弁護士を紹介することが不相当と判断した場合
紹介方法	申込者の記載内容を前提に紹介を了承した弁護士を最大3名一括紹介します。 なお、適任者がいない際にはご紹介できない場合があります。
契約締結承認	顧問契約の締結にあたっては、神奈川県弁護士会総合法律相談センターの承認が必要となります。
お申込方法	専用申込書に必要事項をご記入のうえ、神奈川県弁護士会に郵送もしくは持参にて提出していただきます。 専用申込書は神奈川県弁護士会ホームページの顧問弁護士紹介ページに掲載しております。
免責	紹介後の申込者と紹介した弁護士との間の問題については、顧問契約の締結及び契約内容の履行を含め、神奈川県弁護士会及び神奈川県弁護士会総合法律相談センターは何ら責任を負うものではありません。

<問合せ先>

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

電話：045-211-7700 FAX：045-212-0333

